

# 社会保障審議会年金数理部会（第21回）

平成17年9月14日（水）  
15時00分～17時00分  
於：全国都市会館第1会議室

## 議事次第

### ○ 議題

平成16年財政再計算結果等の聴取について

－ 私立学校教職員共済制度 －

### 〔配布資料〕

資料1 平成16年財政再計算結果等について －私立学校教職員共済制度－

# 平成16年財政再計算結果等について

## — 私立学校教職員共済制度 —

# 目 次

1. 財政再計算の基本方針	1
(1) 制度改正の概要	1
(2) 経済前提の考え方	1
(3) 加入者数の前提について	1
(4) 財政方式について	2
(5) 給付水準や掛金率設定の考え方	2
(6) その他、再計算に当たって前提とした考え方(特記すべき事項)	2
2. 財政再計算に用いた基礎数・基礎率とその作成方法	8
(1) 基礎数・基礎率の種類	8
① 基礎数	
② 基礎率	
(2) 基礎数・基礎率に関して特記すべき事項	9
(3) 基礎数	10
① 基礎数の元となる統計の概要と算定方法等	10
② 基礎数を基に作成した資料	13
③ 基礎数の具体的な数値	16
(4) 基礎率	22
① 基礎率の元となる統計の概要と算定方法等	22
② 主な基礎率〈グラフ〉	27
③ 基礎率の具体的な数値	33
3. 将来見通しの推計方法に関する資料	47
(1) 将来推計の全体構造がわかるレベルのフローチャート	47
(2) 年次別推計の算定式レベルでの計算過程	48
(3) 推計方法に関して特記すべき事項	55
4. 将来見通しの推計結果に関する資料	56
○「改正後」(平成16年財政再計算)の推計結果	56
(1) 加入者数、被扶養配偶者数(3号)、標準給与総額の見通し	56
(2) 年金種別別 受給者数及び年金額の見通し	57
① 年金種別別 受給者数の見通し	57
② 年金種別別 年金額の見通し	58
(3) 財政見通し	59
(4) 区分別給付費の見通し	61
① 過去期間分・将来期間分別×年金種別別 給付費	61
② 給付の内訳別×年金種別別 給付費	62
(5) 給付水準の見通し	63
(6) 基礎年金拠出金等の見通し	国民年金のみ
① 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し	国民年金のみ
② 基礎年金給付費の見通し	国民年金のみ
③ 基礎年金拠出金の見通し	国民年金のみ
④ 基礎年金交付金の見通し	国民年金のみ
⑤ 基礎年金国庫負担額の見通し	国民年金のみ
(7) 公的年金被保険者数の見通し	厚年・国年のみ
5. 安定性の検証に関する資料	64
(1) 財政指標の見通し	64
① 財政指標の見通し(総括表)	64
② 年金扶養比率の見通し	66
③ 総合費用率の見通し	67
④ 独自給付費率の見通し	68
⑤ 収支比率の見通し	69
⑥ 積立比率の見通し	70

(2)マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し	厚生年金のみ
(3)基礎年金拠出金に相当する掛金率の見通し	71
(4)財政見通しにおける積立金の取り崩し及び運用収入分の料率換算の見通し	72
(5)共済年金(私学共済)の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)	73
6. 前提等を変更した場合の試算に関する資料	74
(1)財政再計算で用いられた前提を変更した場合の推計結果(概要)	74
①給付水準(所得代替率)の見通し	74
②掛金率の見通し	75
③加入者数の見通し	76
④受給者数の見通し	77
⑤財政見通し	78
(2)制度改正の影響を検証するために条件の組合せを変えた場合の推計結果(概要)	84
①給付水準(所得代替率)の見通し	84
②掛金率の見通し	85
③財政見通し	86
7. 公平性の検証に関する資料	89
(1)職域部分を除いた場合の掛金率の将来推移	89
8. 年金数理担当者の所見	90
9. 情報公開について	91

# 1. 財政再計算の基本方針

## (1) 制度改正の概要

- 財政再計算の前提となる制度設計の見直しとして、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律が平成16年6月に成立したが、その改正項目は下記の表のとおりである。

項 目	実 施 日
① 年金額改定方式の見直し（マクロ経済スライドの導入）	平成16年10月1日
② 基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の引上げ	
③ 60歳台前半の在職中の年金支給の見直し	平成17年4月1日
④ 育児休業中の掛金免除期間の延長	
⑤ 育児休業終了後の標準給与の改定	
⑥ 3歳未満の子を養育する者にかかる年金額算定の特例	
⑦ 障害基礎年金との併給調整の見直し	
⑧ 70歳以上在職者に対する年金支給の見直し	平成19年4月1日
⑨ 退職共済年金の繰下げ制度の導入	
⑩ 退職共済年金受給権者に対する遺族共済年金の支給方法の見直し	
⑪ 子のない30歳未満の遺族である妻の遺族共済年金の見直し	
⑫ 離婚等の場合における年金の分割制度の創設	
⑬ 被扶養配偶者であった期間にかかる年金の分割制度の創設	

## (2) 経済前提の考え方

- 賃金上昇率・物価上昇率・運用利回り等の経済前提については、厚生年金等他制度の財政見直しにおける前提との整合性を図るため、他制度と共通のものとした。
- 私学共済年金の給付水準については、従来から厚生年金の給付水準との均衡を維持してきた経緯を踏まえ、今回導入したマクロ経済スライドに係るスライド調整率及び調整期間については、厚生年金と同一のものとした。

## (3) 加入者数の前提について

- 加入者数の将来見直しについては、厚生年金等他制度と同様に、将来推計人口を推計の基本とした。  
具体的には、学種毎の加入者数を各年の学齢対象人口の減少に応じて減少させることとした。（学齢対象人口は、「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における中位推計に基づいている。）
- ただし、すでに学齢対象人口は減少しているにもかかわらず、平成16年度現在依然として加入者が増加している状況に鑑み、平成17年度から平成19年度の3年間については、平成16年度末実績見込の加入者数で一定とした。  
なお、このことは前回再計算の学齢対象人口比例モデルにおいて、平成15年度末に加入者数が減少すると見込んだところ実績では増加し、見込と実績が大きく乖離したことにも配慮したものである。

#### (4) 財政方式について

- ・ 財政方式については、従来は、財政再計算時点で将来にわたって一通りの保険料率(掛金率)を設定し収支の均衡を図る平準保険料方式を採っていたが、今回の財政再計算では他制度と同様の段階保険料方式に変更した。
- ・ 段階保険料方式を採用することにより、掛金率の引上げ幅と最終掛金率との組み合わせが複数通り設定可能となり、平成13年3月の閣議決定事項である保険料引上げの前倒しにも対応できることとなる。
- ・ また、私学共済年金の給付水準については、マクロ経済スライドを導入する等、厚生年金の給付水準の調整と同様の措置を講ずることとしている。このため、厚生年金とは財政状況が異なる中、保険料水準(最終掛金率)を固定することは困難であることから、従来どおり原則5年毎の財政再計算を行い、保険料を見直すこととした。
- ・ 加えて、今回の財政再計算では、他制度と同様に、財政再計算時以降おおむね100年間の財政収支の均衡を図ることを前提とした有限均衡方式(最終年度の積立度合は1としている)による計算を行うこととした。

#### (5) 給付水準や掛金率設定の考え方

- ・ 給付水準の設定については、前述(1)及び(2)を反映している。
- ・ 掛金率については、私学共済年金には厚生年金相当部分に加えて、職域年金部分が設計されていることを勘案した合理的な範囲で厚生年金よりも高い最終掛金率となるよう、掛金率の引上げを計画していくこととした。
- ・ 上記の考え方を前提に、引上げ幅を最も低くした場合、毎年2.31/1000ずつ引き上げることとなり、最終掛金率は207/1000となる。この最終掛金率は、厚生年金より24/1000高くなり、国共済及び地共済と比べても19/1000高くなる見通しである。この場合には、後世代の負担が他の年金制度より相当大きくなる。
- ・ 次に、保険料引上げの前倒しを行い、その引上げ幅を同じ職域年金部分を有する国共済及び地共済の基本的な引上げ幅と同率の毎年3.54/1000ずつ引き上げることとした場合、最終掛金率は185/1000となり、厚生年金より2/1000高く、国共済及び地共済より3/1000低くなる見通しである。この場合、後世代の負担は、他の年金制度と同程度に抑えられることになる。また、最終掛金率は厚生年金より高い水準となり、共通部分についての費用負担の平準化を図るという閣議決定の趣旨にも沿うことになる。
- ・ 以上の財政再計算の結果に基づき、私学共済年金財政の安定性の確保、後世代の負担軽減及び他の年金制度との均衡等について総合的に検討した結果、現行の掛金率104.6/1000を平成17年4月以降毎年3.54/1000ずつ引き上げることとした。
- ・ なお、上述のとおり、5年後に改めて財政再計算を行い、その結果を踏まえて、次期再計算時以降の掛金率を見直す予定である。

#### (6) その他、再計算に当たって前提とした考え方(特記すべき事項)

なし

(参考1) 加入者数の見通し

①加入者数(男女計)の見通し

(人) (%)

年度 平成(西暦)	大学	短大	高専	高校	中学	小学	幼稚園	盲・ろう ・養護	各種	専修	事業団	計	各年度
													17年度
17 (2005)	186,439	17,657	196	81,176	12,531	4,118	93,809	350	8,003	36,536	1,472	442,287	100.0
18 (2006)	186,439	17,657	196	81,176	12,531	4,118	93,809	350	8,003	36,536	1,472	442,287	100.0
19 (2007)	186,439	17,657	196	81,176	12,531	4,118	93,809	350	8,003	36,536	1,472	442,287	100.0
20 (2008)	181,740	17,155	193	80,078	12,514	4,108	92,637	346	7,846	35,498	1,442	433,557	98.0
21 (2009)	176,909	16,810	190	80,026	12,447	4,089	91,329	343	7,777	34,784	1,418	426,122	96.3
22 (2010)	173,377	16,618	189	79,888	12,399	4,060	89,946	339	7,734	34,385	1,399	420,334	95.0
27 (2015)	168,790	16,302	186	78,004	12,187	3,844	83,665	326	7,565	33,730	1,352	405,951	91.8
32 (2020)	164,938	16,126	181	75,952	11,389	3,579	78,089	309	7,414	33,368	1,309	392,654	88.8
37 (2025)	157,780	15,119	169	70,547	10,620	3,338	72,597	290	6,913	31,284	1,234	369,891	83.6
42 (2030)	146,862	14,094	159	65,948	9,900	3,111	68,761	271	6,454	29,163	1,153	345,876	78.2
52 (2040)	127,825	12,252	138	57,603	8,776	2,834	63,275	242	5,627	25,353	1,016	304,941	68.9
62 (2050)	116,173	11,197	127	53,003	8,070	2,567	56,401	220	5,163	23,169	924	277,014	62.6
72 (2060)	105,825	10,155	114	47,581	7,180	2,294	51,790	198	4,655	21,013	839	251,644	56.9
82 (2070)	94,360	9,072	103	43,116	6,647	2,181	49,654	184	4,193	18,772	762	229,044	51.8
92 (2080)	89,540	8,643	99	41,264	6,376	2,086	47,253	175	4,006	17,884	725	218,051	49.3
102 (2090)	85,844	8,275	94	39,369	6,066	1,991	45,606	168	3,827	17,123	695	209,058	47.3
112 (2100)	81,868	7,897	90	37,774	5,877	1,957	45,347	163	3,664	16,342	670	201,649	45.6

②加入者数(男)の見通し

(人)

年度 平成(西暦)	大学	短大	高専	高校	中学	小学	幼稚園	盲・ろう ・養護	各種	専修	事業団	計
17 (2005)	99,129	8,445	173	55,334	7,311	1,909	12,958	164	4,785	20,705	809	211,722
18 (2006)	99,129	8,445	173	55,334	7,311	1,909	12,958	164	4,785	20,705	809	211,722
19 (2007)	99,129	8,445	173	55,334	7,311	1,909	12,958	164	4,785	20,705	809	211,722
20 (2008)	96,631	8,205	170	54,586	7,301	1,904	12,796	162	4,691	20,117	792	207,355
21 (2009)	94,062	8,040	168	54,550	7,262	1,896	12,615	161	4,650	19,712	779	203,895
22 (2010)	92,184	7,948	167	54,456	7,234	1,882	12,424	159	4,624	19,486	769	201,333
27 (2015)	89,745	7,797	164	53,172	7,110	1,782	11,557	153	4,523	19,115	748	195,866
32 (2020)	87,697	7,713	160	51,773	6,645	1,659	10,787	145	4,433	18,910	728	190,650
37 (2025)	83,891	7,231	149	48,089	6,196	1,547	10,028	136	4,133	17,729	687	179,816
42 (2030)	78,086	6,741	140	44,954	5,776	1,442	9,498	127	3,859	16,527	641	167,791
52 (2040)	67,964	5,860	122	39,265	5,120	1,314	8,740	113	3,364	14,368	561	146,791
62 (2050)	61,769	5,355	112	36,130	4,708	1,190	7,791	103	3,087	13,130	512	133,887
72 (2060)	56,280	4,857	101	32,434	4,189	1,063	7,154	93	2,783	11,908	464	121,326
82 (2070)	50,171	4,339	91	29,390	3,878	1,011	6,859	86	2,507	10,638	418	109,388
92 (2080)	47,608	4,134	87	28,128	3,720	967	6,527	82	2,395	10,135	398	104,181
102 (2090)	45,643	3,958	83	26,836	3,539	923	6,300	79	2,288	9,704	381	99,734
112 (2100)	43,529	3,777	79	25,749	3,429	907	6,264	76	2,191	9,261	365	95,627

H19加入者の 対学齢対象人口比率	0.01856	0.00326	0.00003	0.01504	0.00202	0.00027	0.00373	0.00001	0.00076	0.00799	0.00384 注
----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------------

③加入者数(女)の見通し

(人)

年度 平成(西暦)	大学	短大	高専	高校	中学	小学	幼稚園	盲・ろう ・養護	各種	専修	事業団	計
17 (2005)	87,310	9,212	23	25,842	5,220	2,209	80,851	186	3,218	15,831	663	230,565
18 (2006)	87,310	9,212	23	25,842	5,220	2,209	80,851	186	3,218	15,831	663	230,565
19 (2007)	87,310	9,212	23	25,842	5,220	2,209	80,851	186	3,218	15,831	663	230,565
20 (2008)	85,109	8,950	23	25,492	5,213	2,204	79,841	184	3,155	15,381	650	226,202
21 (2009)	82,847	8,770	22	25,476	5,185	2,193	78,714	182	3,127	15,072	639	222,227
22 (2010)	81,193	8,670	22	25,432	5,165	2,178	77,522	180	3,110	14,899	630	219,001
27 (2015)	79,045	8,505	22	24,832	5,077	2,062	72,108	173	3,042	14,615	604	210,085
32 (2020)	77,241	8,413	21	24,179	4,744	1,920	67,302	164	2,981	14,458	581	202,004
37 (2025)	73,889	7,888	20	22,458	4,424	1,791	62,569	154	2,780	13,555	547	190,075
42 (2030)	68,776	7,353	19	20,994	4,124	1,669	59,263	144	2,595	12,636	512	178,085
52 (2040)	59,861	6,392	16	18,338	3,656	1,520	54,535	129	2,263	10,985	455	158,150
62 (2050)	54,404	5,842	15	16,873	3,362	1,377	48,610	117	2,076	10,039	412	143,127
72 (2060)	49,570	5,298	13	15,147	2,991	1,231	44,636	105	1,872	9,105	375	130,343
82 (2070)	44,189	4,733	12	13,726	2,769	1,170	42,795	98	1,686	8,134	344	119,656
92 (2080)	41,932	4,509	12	13,136	2,656	1,119	40,726	93	1,611	7,749	327	113,870
102 (2090)	40,201	4,317	11	12,533	2,527	1,068	39,306	89	1,539	7,419	314	109,324
112 (2100)	38,339	4,120	11	12,025	2,448	1,050	39,083	87	1,473	7,081	305	106,022

H19加入者の 対学齢対象人口比率	0.01634	0.00355	(0.000004)	0.00703	0.00144	0.00031	0.02330	0.00001	0.00051	0.00611	0.00288 注
----------------------	---------	---------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------------

注 H19(2007)年度末における事業団の加入者数をH19(2007)年度末における事業団以外の学種の加入者数の合計(男210,913人、女229,902人)で除した比率。事業団の加入者数についてはH20(2008)年度末以降、男女別に各年においてこの率を事業団以外の学種の加入者数の合計に乗じることにより求めている。



●学齢対象人口

(千人)

年度	大学	短大	高専	高校	中学	小学	幼稚園	盲・ろう ・養護	各種	専修
平成(西暦)	18~21 歳	18~19 歳	15~19 歳	15~17 歳	12~14 歳	6~11 歳	3~5 歳	3~21 歳	15~19 歳	18~19 歳
17 (2005)	5,694	2,742	6,754	3,832	3,622	7,149	3,516	23,812	6,574	2,742
18 (2006)	5,518	2,680	6,410	3,729	3,619	7,104	3,508	23,479	6,410	2,680
19 (2007)	5,342	2,592	6,270	3,678	3,613	7,078	3,471	23,182	6,270	2,592
20 (2008)	5,207	2,518	6,147	3,628	3,608	7,061	3,427	22,933	6,147	2,518
21 (2009)	5,069	2,467	6,093	3,626	3,589	7,028	3,379	22,691	6,093	2,467
22 (2010)	4,968	2,439	6,059	3,620	3,575	6,979	3,328	22,470	6,059	2,439
27 (2015)	4,836	2,393	5,927	3,535	3,514	6,607	3,095	21,587	5,927	2,393
32 (2020)	4,726	2,367	5,808	3,442	3,284	6,152	2,889	20,492	5,808	2,367
37 (2025)	4,521	2,219	5,416	3,197	3,062	5,737	2,686	19,203	5,416	2,219
42 (2030)	4,208	2,069	5,057	2,988	2,855	5,347	2,544	17,942	5,057	2,069
52 (2040)	3,663	1,798	4,408	2,610	2,531	4,872	2,341	16,016	4,408	1,798
62 (2050)	3,329	1,643	4,045	2,402	2,327	4,413	2,087	14,557	4,045	1,643
72 (2060)	3,033	1,491	3,647	2,156	2,070	3,943	1,916	13,118	3,647	1,491
82 (2070)	2,704	1,332	3,285	1,954	1,916	3,747	1,837	12,158	3,285	1,332
92 (2080)	2,566	1,269	3,138	1,870	1,839	3,585	1,748	11,607	3,138	1,269
102 (2090)	2,460	1,215	2,998	1,784	1,749	3,420	1,687	11,100	2,998	1,215
112 (2100)	2,346	1,159	2,871	1,712	1,649	3,364	1,678	10,793	2,871	1,159

※「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究会)の中位推計に基づき作成

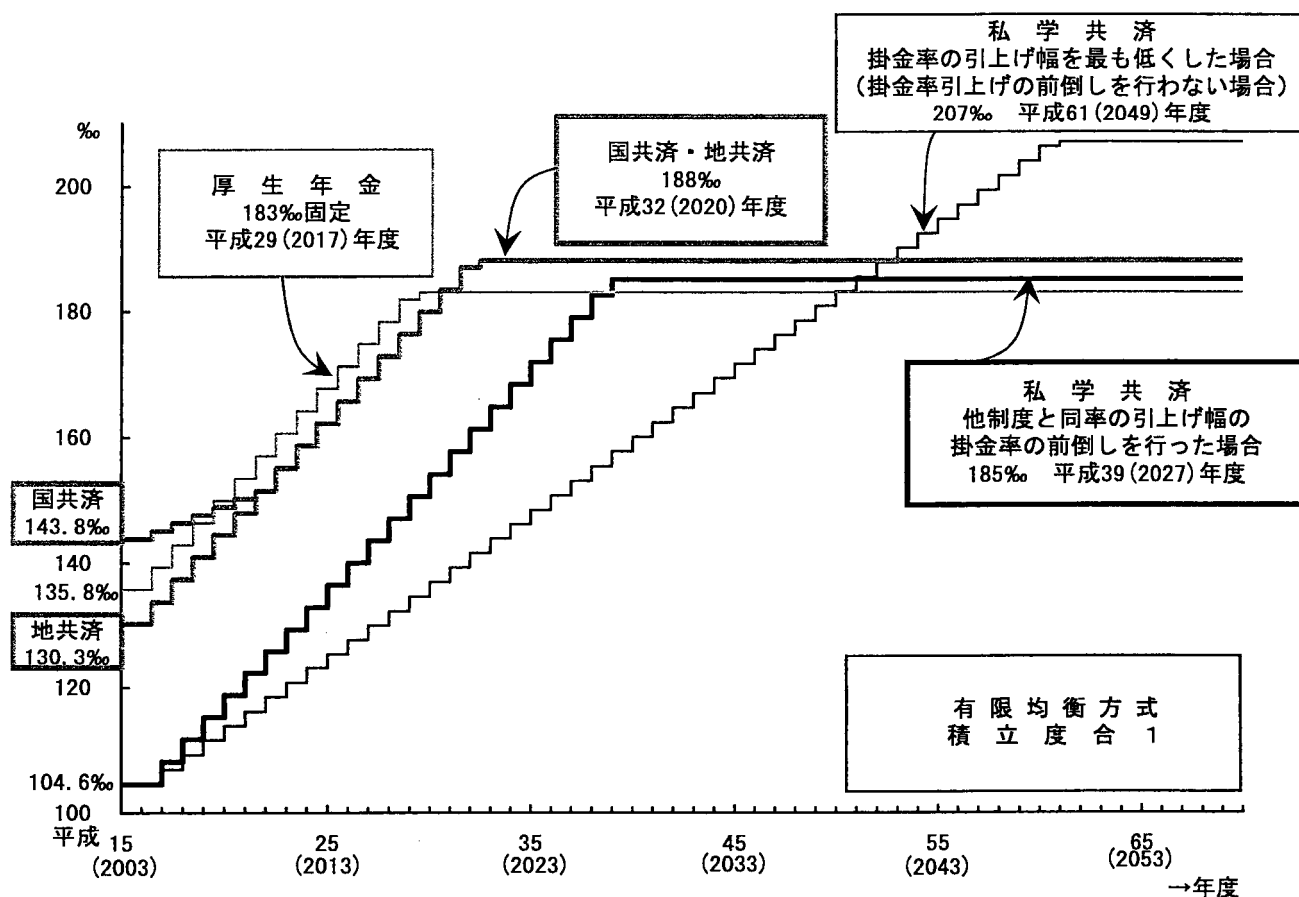
●加入者数の見通しの推計方法

平成19年度の学種別加入者数(男女別)の当該学種学齢対象人口に対する割合を、各年度の当該学種学齢対象人口に乗じて各年度の加入者数を算出している。

【算出例】平成20年度における大学の加入者数(男)の場合⇒96,631人

$$\begin{aligned}
 & \text{H19年度加入者数(大学)} \div \text{H19年度学齢対象人口(大学)} \quad \times \quad \text{H20年度学齢対象人口(大学)} \\
 & 99,129人 \div 5,342,010人 \quad \times \quad 5,207,373人 \quad = \quad 96,631 \text{ 人}
 \end{aligned}$$

(参考2)各制度の掛金率の見通し



私学共済	掛金率の引上げ幅を最も低くした場合 毎年2.31%ずつ引上げ	最終掛金率 207%	到達年度平成61(2049)年度
私学共済	保険料(掛金率)引上げの前倒しを行った場合 毎年3.54%ずつ引上げ	最終掛金率 185%	到達年度平成39(2027)年度
厚生年金	毎年3.54%ずつ引上げ	最終保険料率183%固定	到達年度平成29(2017)年度
国共済 地共済	毎年1.29%ずつ引上げ(平成21年9月の引上げまで) 毎年3.54%ずつ引上げ		
国共済・地共済	毎年3.54%ずつ引上げ	最終保険料率188%	到達年度平成32(2020)年度

(参考3)

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日  
閣議決定〕

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

(1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。

(2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。

(3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時まで具体的に検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。